

令和二年度 納税表彰

納税表彰は申告納税制度の普及発展及び税務広報活動による税務行政の円滑化に関して貢献された方々が表彰されます。

東京国税局、青梅税務署、東京都税務所の納税表彰式は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、青梅税務署と協議をし感染拡大防止の環境を整えたうえで、11月30日の理事会後に東京国税局長と青梅税務署納税表彰受彰者の皆様に安原青梅税務署長より表彰状の授与が行われました。

また、東京都税務所長感謝状受彰者の高橋氏は会長よりご披露されました。

東京国税局長表彰 河邊 勤 氏 副会長	東京国税局長感謝状 (団体受賞) 一般社団法人 青梅青色申告会
青梅署長表彰 関口 幹夫 氏 理事・貸家支部長 土屋 正幸 氏 理事・河辺支部長	青梅署長感謝状 廣瀬 定雄 氏 理事・理事支部長 吉野 義信 氏 理事・瑞穂支部長 萩原 慎吾 氏 理事
東京都税務所長感謝状 高橋 正光 氏 常任理事・自転車支部長	

受彰された皆様おめでとうございます



上段左から石橋第一統括、高橋氏、廣瀬氏、吉野氏、苔米地副署長
下段左から関口氏、河邊氏、安原署長、角田会長、土屋氏

従業員 専従者 がいる方 年末調整をお忘れなく！【提出期日 1月12日(火) 1月20日(水)：猶期の特例の承認を受けている方】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と7～12月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートをいたします。

- 【場 所】 申告会事務局
- 【対象者】 雇い人への給与や税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者（源泉税を徴収しない方も含む）

※「給与支払事務等開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

- 【持ち物】
- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
 - ・専従者、従業員ごとの支給内容を記載した「源泉徴収簿」（扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください）
 - ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②令和2年中に支払った国民健康保険税の総額
 - ③令和2年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料（市町村から届いた給与支払報告書など）
 - ※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

年末調整とは？ 人を雇って給与を支払った場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1年の給与が確定する12月に調整をする必要があります。これを「年末調整」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎている方には還付、足りない方からは徴収をします。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

1月～3月は駐車場が大変混雑します

1～3月は年末調整、決算指導会で駐車場が大変混雑いたします。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用いただきますようご協力お願い致します。なお一番近い駐車場は、西友の30分100円の平地駐車場になります。



まだ間に合う！事前の記帳点検

1月20日(水)までは記帳内容の点検を行っております。事前に点検をしておくと、記帳漏れや決算指導時の持ち物の確認などができ、スムーズに進みます。ご予約のうえご来館ください。



会費等の口座振替のご案内

青色共済 4月6日(火)

加入者お一人 6,000円(2021年5月～2021年10月分)

青色申告会会費 5月6日(木)

9,000円(2021年4月～2021年9月分)

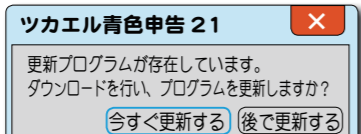
前日までに残高の確認をお願い致します

青色申告会の会費を口座引落に設定しておくことと便利です。口座登録がまだの方は登録をお願い致します。通帳と銀行印をお持ちください。



会計ソフトの更新のお願い

各会計ソフト(弥生、ツカエルなど)から更新プログラムが随時インターネットを経由して送られてきています。更新の案内が出ましたら、更新作業を必ず行ってください。



ツカエル青色申告更新画面サンプル

休館日

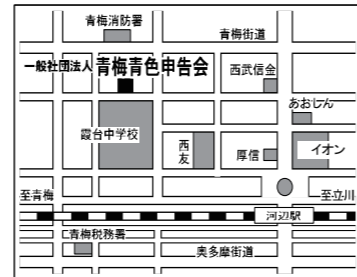
年末年始 12月28日(月)～1月3日(日)
1月9日(土)、21日(木)
3月16日(火)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

無料相談

弁護士 「相続」「不動産トラブル」など 随時受付中

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788
受付時間：平日 9:00～17:00
土曜 9:00～12:00
休館：第2土曜、日曜祝日(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



青梅 あおいろ だより

VOL. 169 - 令和3年1月号 -



令和3年 新年のごあいさつ



一般社団法人 青梅青色申告会 会長 角田 俊一

令和3年の年頭に当たり、謹んでご挨拶申し上げます。昨年は、年初から始まったコロナ禍により、それぞれがそれぞれに困難に向き合った一年でありました。第三波と呼ばれる年末からの患者の急増は医療を圧迫しています。どの分野におきましても、歪みが顕在化して方向性が定まりません。その中で官民あげて取り組もうとしているのがオンライン化です。人と人が直接会ったり、話したりすることを控えて、これからの社会のあり方として、在宅ワークや教育のリモート化なども推進されていくようです。あまりの変動に未来像が結ばないまま人々の受容範囲を超えるほどの忍耐が求められます。1930年代の世界大恐慌では、未曾有の失業者、物価の下落などを経験していますが、それは過去の出来事としてひたすら成長路線を走ってきました。今それを反省と共に、現在の社会の在り様を冷静に分析し個々の人の努力もさることながら、政府の施策に注視し、求めるべきは求めていく青色申告会の使命に立ち返り、困難な時を歩みたいと思います。皆様のお力添えを切にお願いしてあいさつと致します。



青梅税務署長 安原 正幸

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人青梅青色申告会の皆様には、健やかに新年を迎えられましたことと心からお慶びを申し上げます。また、日頃から、角田会長のリーダーシップのもと、地域に密着した会活動を一致協力して展開され、特に、各種指導会等を通じて税制の理解と記帳水準の向上を図ることにより、青色申告制度の普及・発展に大きく貢献していただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会・経済全体が非常に大きな打撃を受け、貴会の事業、行事についても多くのものが中止を余儀なくされ、実施、開催されたものも様々な制約を受けざるを得ませんでした。そのような中であっても、税務行政に対しこれまでと変わらぬご支援を賜りましたことに、改めまして深く感謝申し上げます。さて、まもなく、令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年は、税務署では感染防止策を講じながら確定申告会場を運営します。具体的には、「入場整理券」を配付し、入場できる時間枠を指定することで会場内の混雑緩和を図ります。また、会場へ入場される方には検温の実施、マスクの着用や手指消毒等をお願いします。会員の皆様の確定申告及び納税につきましては、感染リスクを軽減するため、是非、ご自宅等から申告できるe-Taxを活用していただくとともに、2月15日以前を含む早期の申告、更には振替納税、電子納税等のキャッシュレス納付へのご協力をお願い申し上げます。結びに当たり、会員の皆様の益々のご健勝と事業のご繁栄並びに一般社団法人青梅青色申告会の益々のご発展を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



八王子都税事務所長 佐伯 文博

新年明けましておめでとうございます。角田会長をはじめ会員の皆様には、八王子都税事務所並びに青梅都税支所の業務に多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまには1日も早いご回復を祈念し、お見舞いを申し上げます。コロナ禍は、オリンピック・パラリンピックイヤーとなるはずだった2020年を、まったく違う景色の年とし、今もなお世界中を揺るがしています。東京都は、医療提供体制の強化や営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者様への協力金など、都民生活と経済活動を支えるため、補正予算を編成し、施策を実施してまいりました。人との接触回避も求められることから、納税者の皆様が窓口に出向くことなく、安心して「申告」・「納税」ができる電子申告等のデジタル化への早急な対応も求められています。私どもは、これらの安全・安心な都民生活を支えるために必要な税収確保や、利便性向上に全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。結びに当たり、貴会の益々のご発展と、会員の皆様の一層のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

青梅税務署よりお知らせ

◎ 令和2年分の所得税等の相談・申告書の提出と納税について

令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

〈申告書作成会場の開設期間〉

会場：青梅税務署 青梅市東青梅 4-13-4

令和3年2月16日（火）～**3月15日（月）**【受付】午前8時30分～**午後4時まで**（会場の混雑回避のため、受付を早めに締め切る場合があります）

〈申告期限及び納付期限〉

税目	申告期限及び納付期限
所得税及び復興特別所得税	令和3年2月16日（火）～ 3月15日（月） ※ 遅付申告の場合は2月15日（月）以前でも行えます
贈与税	令和3年2月1日（月）～ 3月15日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和3年1月1日（金）～ 3月31日（水）

◎ 閉庁日の対応について

令和2年分確定申告期間中は、平日（月曜日～金曜日）以外にも「所得税及び復興特別所得税」・「贈与税」・「個人事業者の消費税及び地方消費税」の確定申告書等の作成のアドバイス（電話による相談を除きます）、用紙の配布及び確定申告書等の提出の受付を立川税務署にて行います。（立川税務署：立川市緑町4番地の2立川地方合同庁舎3階）

※ 開設日：**令和3年2月21日（日）、2月28日（日）**

※ **青梅税務署では執務を行っておりません。**

※ 立川税務署においても混雑回避のため入場整理券を配付します。

※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、お早目にお越しください。

※ 当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。

※ 納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

◎ 青梅税務署の駐車場はご利用いただけません

令和2年分確定申告期間中、**令和3年2月1日（月）から3月15日（月）**まで青梅税務署の駐車場はご利用いただけません。

青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関またはお近くの有料駐車場をご利用ください。

◎ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内等に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書や青色決算書などを作成できます。作成したデータはe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出するほか、プリントアウトして「書面」により提出することもできます。

② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードを利用してe-Taxを行うことができます（スマートフォン、タブレットからでも利用できます）。「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は税務署で職員による本人確認を行った上で発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ マイナンバーカードに対応するスマートフォンは公的個人認証サービスポータルサイト（JPKI）で確認できます。又、対応するスマートフォンはICカードリーダーライターとしても利用できます

◎ 令和元年分において電子申告等ご利用の方へは確定申告書等が送付されません

令和元年分において電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面で提出した場合も含みます）により確定申告を行った方へは、令和元年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告をご利用願います。

◎ マイナンバー記載のお願い

税務署にご提出いただく申告書については、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◎ 振替納税・e-Tax（国税電子申告・納税システム）・QRコードでの納付をご利用ください

「所得税及び復興特別所得税」・個人事業者の「消費税及び地方消費税」の納付は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税や自宅やオフィス等からインターネット等を利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。是非ご利用ください。

またコンビニで納付する場合のコンビニ納付用納付書は、自宅等において納付に必要な情報を「QRコード」として作成・出力可能です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

◎ 医療費控除について

① 医療費控除の明細書の作成が必要です

医療費の領収書等から「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。

（領収書等は5年間自宅に保管して下さい）

② 「セルフメディケーション税制」について

健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。



「令和2年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

■ 所得税の決算指導会

【日 時】 令和 **3年1月22日（金）～3月15日（月）** <日曜・祝日は休館>

【時 間】 [平 日] 9～12時 / 13～17時 <最終受付16時00分>

[土曜日] 9～12時 <最終受付11時>

【指導内容】 **帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導**

※ 帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください

■ 消費税の決算指導会

【日 時】 令和 **3年3月17日（水）～3月31日（水）** <日曜・祝日は休館>

【時 間】 [平 日] 9～12時 / 13～17時 [土曜日] 9～12時

【指導内容】 **消費税の決算書類等作成方法の指導**

【費 用】 「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております

※ 詳しくは、下欄の「「決算指導会」期間中の費用ご負担について」をご覧ください

【ご 予 約】 **予約優先期間中は、原則おひとり1時間のご予約制となります**

※ 当日受付の場合、長時間お待ちいただくことや日を改めていただく場合もございます



予約
受付中

令和3年1月22日（金）～3月13日（土）、3月17日（水）～3月31日（水）分

※ **3月15日（月）はご予約を受けずご来館順に承ります**

★ご予約・お問合せは青梅青色申告会事務局まで ☎ **0428-23-0108**



「決算指導会」期間中の費用ご負担について ※ 「決算指導会」期間以外は、原則的に費用のご負担はございません

<所得税> 基本金額 2,000円～（1時間、記帳方法やサポート内容に応じる） / 2時間以降 1時間につき2,000円

<消費税> 基本金額 1,000円～（1件、記帳方法やサポート内容に応じる）

※ 職員のサポートは必要とせず、完成済み書類のお預かりのみの場合は、1件1,000円の返送等手数料をご負担いただきます

※ 決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート（記帳点検等）で来館される場合も上記金額をご負担いただきます

「税理士相談」

東京税理士会青梅支部の税理士の方々にご支援いただき、会員の皆様の申告に関するご相談をお受けします（原則おひとり1時間）。

【日程】2月16日～3月15日（平日のみ）

※ 新型コロナウイルスの感染状況により変更の場合がございます

【時間】10～12時 / 13～16時（最終受付15時）

【費用】無料（続けて相談される方は別途費用）

※ お電話で予約のうえ来所ください

空いていればご予約なしでも受付致します



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

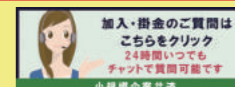
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171（共済相談室）



制度の特長

① 経営者のための退職全制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

